



Title	1654年「帝国宮内法院令」をめぐる諸問題 [全文の要約]
Author(s)	鈴木, 山海
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第13397号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/74561">http://hdl.handle.net/2115/74561</a>
Type	theses (doctoral - abstract of entire text)
Note	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。
Note(URL)	<a href="https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/">https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/</a>
File Information	Yamami_Suzuki_summary.pdf



[Instructions for use](#)

## 「1654 年「帝国宮内法院令」をめぐる諸問題」

北海道大学大学院 文学研究科 博士後期課程  
鈴木 山海

### 序章

神聖ローマ帝国（以下、帝国）はヴェストファーレン条約締結（1648 年）以後のドイツにおいて、どのような存在意義を有したのであろうか。とりわけ、それはいかにして対外的脅威に備え、また領域内部に秩序と平和をうちたてたのであろうか。これが本稿の問題関心である。

第二次世界大戦以後、「帝国から主権国家（国民国家）へ」という単線的な発展段階論に基づく歴史叙述の刷新が図られたことで、近世帝国によるドイツ統治が積極的に評価される素地が作られた。その結果、帝国はヴェストファーレン条約以後のドイツにおいて、広域的な平和維持の主体であったと理解されるようになった。とりわけ、帝国最高法院と帝国宮内法院という 2 つの最高裁判所の働きが注目を集めつつある。なかでも本稿では、17 世紀後半から 18 世紀中葉における皇帝権の再強化のなかで機能を拡充した、帝国宮内法院に焦点を当てた。

ドイツ語圏の学界において、帝国宮内法院の研究が活性化したのは、1990 年代以降のことである。冷戦の終結により、オーストリアに保存されていた膨大な史料へのアクセスが容易になったことから、帝国宮内法院に関する研究が蓄積されはじめた。その結果、ヴェストファーレン条約以後の国内平和の維持に対する、同法院の役割が高く評価されるようになった。とくにドイツの国制史家 V・プレスは同条約締結（1648 年）からオーストリア継承戦争勃発（1740 年）までは皇帝権の拡大期であったことを踏まえつつ、帝国宮内法院の重要性への注目を喚起した。

ヴェストファーレン条約は、三十年戦争（1618～48 年）後における帝国国制の再建の契機となった。しかしながら、同条約のみが皇帝権の拡充、ならびに帝国宮内法院の活性化を喚起したのではない。よって本稿は、1654 年に制定された帝国宮内法院令の内容と、その前後に係属した特に内外への政治的影響が大きいと思われる裁判例 2 つを分析することによって、なぜ皇帝が帝国宮内法院を通じて暴力的紛争の避止、および広域的平和秩序の構築をなしとげられたのかという問題の解明を目指した。

## 第1章 1654年「帝国宮内法院令」の制定

第1章では、ヴェストファーレン条約締結以降における帝国宮内法院の質的転換を理解するために、1654年に発布された「帝国宮内法院令」の制定過程の解明、ならびに内容の分析を行った。

帝国宮内法院はこれまでの研究によって、ヴェストファーレン条約以後の国内平和の維持に対する役割を高く評価されてきた。しかし従来の研究はヴェストファーレン条約を始点としているため、三十年戦争後すぐに同法院が帝国住民からの信頼を獲得し、秩序再建を実現したかのような印象を与える。だが実際はそうではなく、同法院の機構が抜本的に改革されるためには、新たな法院令の制定が必要であった。すなわち、1654年に発布された帝国宮内法院令こそ、同法院の改革に重大な寄与を果たしたのである。

三十年戦争期まで、帝国宮内法院には皇帝による専横がみられ、とりわけカトリックを優遇するその姿勢は、プロテスタント等族からの痛烈な批判をまねいていた。彼らは不断に帝国宮内法院の抜本的な改革を求めていたが、三十年戦争の終結により、国内秩序の再建が急務となるなかで、こうした動きはいっそう加速した。

かかる状況のなかで、皇帝は帝国等族の求めに応じ、法院令の制定を受諾した。しかし皇帝は、帝国諸侯の内部での宗派对立を利用して、独断での法院令の発布に成功する。これが1654年の帝国宮内法院令であり、そこにおいて皇帝は同法院における帝国等族からの干渉を徹底的に排除したが、そのことがかえって帝国宮内法院の組織に柔軟性を与え、訴訟の効率性を高める要因となった。また、宗派同数制を導入したことによって、プロテスタントから新たな信用を獲得することにつながった。

しかしながら、これによって帝国では皇帝の恣意に左右される非制度的側面が劇的に解消され、代わりに法の支配が貫徹されたとは言えない。いまだ皇帝による恣意的運用の余地が残されていたにもかかわらず、帝国宮内法院が暴力的紛争の頻発を抑止し、広域的な平和秩序を打ち立てることができた理由が解明されねばならない。そこで第2章、第3章では、帝国宮内法院令の制定前後に係属した2つの裁判例の分析を通じて、この問題を解き明かすことを目指す。

## 第2章 「ホーエンツォレルン対ホーエンツォレルン事件」(1636～61年)

第2章では、帝国南西部に位置するホーエンツォレルン＝ヘッヒンゲン侯領において提起された、当主とその実弟との間の訴訟を手がかりに、これまで軽視されてきた帝国宮内法院と皇帝の宮廷との関係に光を当てた。

「ホーエンツォレルン対ホーエンツォレルン事件」とは、ホーエンツォレルン＝ヘッヒンゲン侯とその2名の実弟との間で起こった、領地からの収入の分配をめぐる争いである。三十年戦争によって資金繰りが悪化した侯は、1636年に弟らを領地から追放し、侯領の収

入を全額接收しようとした。かかる長兄の行為を拒絶した弟らを、侯は帝国宮内法院に訴えたのである。帝国宮内法院は当初、示談による和解の成立を試みたが交渉は難航し、1650年から方針を転換する。1653年には皇帝の勅許により侯ら兄弟の統治権が一時停止させられ、所領の管理は皇帝委任官に委ねられることとなった。ここにおいて本件は兄弟間の財産争いから、侯領の統治権をめぐる皇帝とホーエンツォレルン＝ヘッヒンゲン家の問題へと性質を変える。抵抗かなわず原告・被告は統治権を実質上剥奪され、侯領の運営は委任官をはじめ皇帝と親しい者によって担われることとなった。だが最終的には、1661年に原告が死去したことで訴訟は取り下げられ、それにともなって侯領の統治権はホーエンツォレルン＝ヘッヒンゲン侯家に戻された。

このとおり「ホーエンツォレルン対ホーエンツォレルン事件」は、1650年以前と以後では性質が大きく異なっている。このことには、皇帝の宮廷での権力構造の変化が影響していた。事件当時、皇帝の宮廷では高度に儀礼化された「寵臣」政治が敷かれていた。紛争当事者らは、3名の「寵臣」と親密な関係を築いており、彼らを通じて訴訟を有利に進めようとしていた。しかし、1650年に相次いで複数の「寵臣」が没し、宮廷内の権力関係が著しく不安定化した。これにともない、訴訟当事者らは皇帝の宮廷との縁故を喪失してしまう。その結果、帝国宮内法院は皇帝の勅令に基づき、紛争当事者らの抵抗を押し切って彼らから侯領の統治権を剥奪し、当地の経営を自身の委任官に担わせるという強硬な措置を断行したのである。

当該訴訟から、皇帝の愛顧を受けた「寵臣」との関係が、帝国宮内法院の利用者にとって決定的重要性をもっていたことが明らかとなった。近世の帝国では、裁判所をはじめとする諸機関や、その機能を規定する法律が着々と整備されたが、他方でそれを操っていたのは、制度外的関係によって結ばれた、宮廷内の諸個人だったのである。本事例の分析によって、帝国の統治は諸機関およびそれを規定する法律によってだけでも、非公式で不安定な人的結合によってだけでもなく、両者の相互補完関係のうえに成り立っていたことが示された。

### 第3章 「ヘッセン＝カッセル方伯家事件」(1649～54年)

第3章では、帝国中西部に所領を有するヘッセン＝カッセル方伯家の財産相続をめぐる訴訟をもとに、三十年戦争において皇帝と敵対していたプロテスタント諸侯による、帝国宮内法院の利用実態を明らかにした。

三十年戦争直後の1649～54年に起こった「ヘッセン＝カッセル方伯家事件」は、方伯家への長子相続権の導入を画策する当主に対して、その叔父が従来の分割相続を遵守するよう求めたものである。

ヘッセン＝カッセル方伯家は帝国における最大のカルヴァン派諸侯であり、三十年戦争期にはフランスやスウェーデンと結び、最後まで皇帝すなわちカトリック陣営と激しく対立した。当該訴訟の原告と被告は、三十年戦争においてはともに協力して皇帝に正面から敵

対し、戦争の初期に失った領土のほぼ完全な復旧に成功した。

しかし戦後、ヘッセン＝カッセル家当主ヴィルヘルム 6 世、ならびにその摂政を務める母親アマリエ・エリーザベトと、ヴィルヘルムの叔父であるエルンストの対立が顕在化した。三十年戦争の終結にともない軍務を退いたエルンストは、復旧した土地に新たな分家を創設し、同地におけるヘッセン＝カッセル家の領邦高権を認めようとしなかった。エルンストは、分割相続を定めた先々代のヘッセン＝カッセル方伯モーリッツ（エルンストの父、ヴィルヘルム 6 世の祖父）の遺言に依拠したのであるが、ヴィルヘルム 6 世とアマリエ・エリーザベトは、1607 年に出されたこの遺言状は無効であると主張した。ヴェストファーレン条約はヘッセン＝カッセル方伯家に対する長子相続権を認めており、よってエルンストの主張には根拠がないとしたのである。ヴィルヘルム 6 世らは 1649 年、ヘッセン＝カッセル家の長子相続権を侵害しているとして、エルンストを帝国宮内法院に提訴した。

訴訟のなかで、原告と被告は帝国内外の有力諸侯とそれぞれ結びついた。とくにエルンストは親皇帝派の諸侯に接近し、さらにはカルヴァン派からカトリックへの改宗を行った。こうした動きを受けて、帝国宮内法院は被告にとって有利となるように審理を進めていた。しかし、原告側の働きかけによってヴェストファーレン条約の遵守を求める国内外の世論が高まったことから、同条約はいまだ帝国法として議会の批准を受けていなかったにもかかわらず、最終的に帝国宮内法院はその有効性を認めた。その結果、エルンストによる分家の創設と地所の保有は認められたが、その領地における領邦高権は宗家であるヘッセン＝カッセル家に留め置かれるものとされた。

この事例において帝国宮内法院は、当初は人的結合関係を駆使して皇帝の愛顧を獲得し、しかもカトリックに改宗した元カルヴァン派の被告に有利な裁定を下したものの、ヴェストファーレン条約の遵守を求める国内外からの圧力を受けて、それを覆した。このことから、三十年戦争終結の直後において、同法院はいまだ皇帝の恣意に左右される古い性質と、帝国の最高裁判所としての新しい役割との間で動揺していたことが分かる。しかし内外の住民から、帝国の最高裁判所として信頼するに足る機関であるかを見定められた帝国宮内法院は、後者としての責務を果たしていくことを選択し、結果的に紛争解決を実現したのである。

## 終章

本稿の結論を述べる。皇帝は 1654 年に帝国宮内法院令を自らの主導のもとで発布し、帝国宮内法院の組織のあり方や手続きの概要を規定したが、そこには宗派問題でプロテスタントの反皇帝派諸侯に譲歩を見せた一方、自身やその委任官の広範な裁量の余地を公然と残した。また実際の運用においては、あるときには儀礼や人的結合などの非制度的実践を利用して親皇帝派の結束を高め、またあるときにはヴェストファーレン条約に裏付けられた法的安定性を誇示して、反皇帝派を納得させようとした。この結果、帝国では紛争が暴力に発展することは稀になり、ドイツの広域的な平和秩序は維持されるとともに、帝国の全域に

対する皇帝の影響力が保持されたのである。

しかしながら、その効果は持続したのであろうか。つまり帝国宮内法院は、帝国宮内法院令とヴェストファーレン条約を根拠に、その後も広域的な秩序維持に貢献し続けたのであろうか。この疑問に答える実証研究は現時点で出されていない。帝国宮内法院令の公布、ならびにレーゲンスブルク帝国議会の召集（1653年）から、プレスによれば皇帝権の拡大が終わるとされるオーストリア継承戦争勃発（1740年）にいたる時期の、帝国宮内法院に所属した裁判例、それも臣民訴訟などではなく、内外への政治的影響がきわめて大きいと思われる、帝国等族が関与したその実証研究が今後の課題となる。